別紙

香川県水産試験場廃試薬等の収集、運搬及び処分業務委託仕様書

1　業務の目的

香川県水産試験場から排出される廃試薬等を、関係法令に基づき、安全かつ適正に収集、運搬及び処分する。

2　業務の名称　香川県水産試験場廃試薬等の収集、運搬及び処分業務

3　履行期間　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

4　履行場所

（１）排出場所　高松市屋島東町 75-5　香川県水産試験場

（２）収集日時　委託者と受託者が協議の上、決定する。

5　業務の対象

廃試薬等の種類、性状、数量及び容器は、別添「廃試薬等一覧表」のとおりとする。

6　受託者の資格

（１）受託者は、対象廃試薬等の収集、運搬及び処分を自ら実施できる者であること。

（２）受託者は、対象廃試薬等の種類、性状及び含有する有害物質に応じ、廃棄物処理法その他関係法令上必要となる産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を有すること。

（３）受託者は、許可の更新、変更、取消し等があった場合、速やかに排出事業者へ報告すること。

7　業務の実施

（１）収集前に、廃試薬等の種類、数量、性状、容器、荷姿及び危険有害性を確認すること。

（２）性状及び危険有害性に応じて適切に分別すること。

（３）収集、積込み及び搬出は、漏えい、飛散、破損、転倒及び混触を防止して行うこと。

（４）許可を受けた処分施設において、適正に処分すること。

（５）事故又は漏えい等が発生した場合は、直ちに作業を中止し、必要な措置を講じるとともに、委託者へ報告すること。

8　産業廃棄物管理票（マニフェスト）

紙マニフェストを使用し、廃棄物の種類、数量、運搬及び処分の状況等を適正に記載、回付及び返送すること。なお、マニフェストの返送が遅延し、又は記載内容に不備がある場合、受託者は直ちに委託者へ報告し、必要な措置を講じること。

9　完了報告

業務完了後、次の書類を委託者へ提出すること。

（１）業務完了報告書

（２）処分終了及び最終処分終了を確認できる紙マニフェストの所定の票

10　協議

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定する。